

字治市字治琵琶33 発行 字 治 市 政 策 経 営 部 行 政 経 営 課 電話 22-3141番

印刷 宇治市槇島町吹前123-4 (有)南山城複写センター

# 目

# 規則第58号 宇治市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (介護保険課) …2 (規則第59号 宇治市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (介護保険課) …2 告示第110号 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要網の一部を改正する要網 (介護保険課) …3 教育委員会の招集 4 選挙管理委員会

# 想然然則然然

宇治市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指 定等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年10月5日

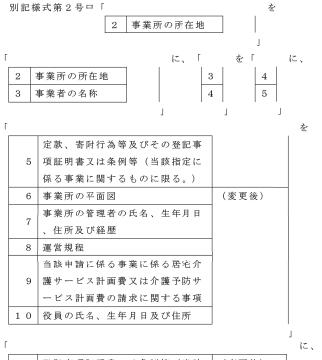
宇治市長 山本 正

### 宇治市規則第58号

宇治市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所 の指定等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則(平成18年宇治市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(事業所情報の提供)」に改め、同条第2号中「当該」を削り、同条第7号中「管理者」を「事業所の管理者」に、「及び住所」を「、住所等」に改め、同条中第8号を削り、第9号を第8号とする。



	登記事項証明書又は条例等(当該	(変更後)
6	指定に係る事業に関するものに限	
	る。)	
7	事業所の平面図	
8	事業所の管理者の氏名、生年月日	
	、住所等	
9	運営規程	

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第2号の規定により 作成されている変更届出書は、なお当分の間、適宜修正の上使用 することができる。

(掲示済)

宇治市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年10月5日

宇治市長 山本 正

### 宇治市規則第59号

宇治市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介 護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正す る規則

宇治市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成18年宇治市規則第52号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇治市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介 護予防サービス事業所の指定等に関する規則

第1条中「、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型 介護予防サービス事業者」を「、指定地域密着型サービス事業所及 び指定地域密着型介護予防サービス事業所」に改める。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項に規定する申請があつた場合は、次項に規定する 指定の適否を審面し、当該指定をすることを決定したときは、当 該申請をした者にその旨を通知するものとする。

第2条に次の1項を加える。

4 前3項の規定は、法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項に規定する指定の更新について準用する。

第2条の2を削る。

第3条第1項中「定める」を「規定する」に、「、事業」を「、 施行規則第131条の13第3項及び第140条の30第3項の規 定による事業」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「、第2条から前条までの規定による指定、指定の更新又は届出の受理」を「、第2条第3項に規定する指定、同条第4項に規定する指定の更新若しくは前2条に規定する届出の受理又は法第78条の10第1項若しくは第115条の9第1項の規定による指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止」に、「行つた」を「した」に改め、同条第2号中「当該」を削り、「申請者」を「申請者の名称」に、「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 指定年月日若しくは指定更新年月日及び指定有効期間満了日 又は指定取消年月日若しくは指定効力停止年月日
- (4) 事業開始年月日、事業変更年月日、事業廃止年月日、事業休止年月日又は事業再開年月日

第5条第6号を次のように改める。

- (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所等
- 第5条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 運営規程

第5条に次の1号を加える。

(8) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

第6条各号列記以外の部分中「、法第78条の11各号及び第115条の20各号の措置に係る事業所に関する次の各号」を「、施行規則第131条の14各号及び第140条の31各号」に、「事項」を「事項のほか、介護保険事業所番号」に改め、同条各号を削る。

別記様式第1号口

「指定地域密着型サービス事業者

を

指定申請書

に、

(掲示済)

### 指定地域密着型介護予防サービス事業者 「指定地域密着型サービス事業所

指定(指定の更新)申

指定地域密着型介護予防サービス事業所

に、「指定地域密着型サービ

申請者 名称 即 代表者氏名

Γ

ス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業 所」に改める。

別記様式第2号中「事業者 名称」を「届出者 名称」に改め、「定款、寄附行為等及びその」を削り、「当該」を「当該指定に係る」に、「建物の構造、専用区画等」を「平面図、設備の概要等」に、「

を 8 事業所・施設の管理者の氏名 、生年月日、住所及び経歴 9 運営規程 (変更後)

 
 8
 事業所・施設の管理者の氏名 、生年月日、住所等
 (変更後)

 9
 運営規程

歯科医療機関」を「協力歯科医療機関の名称等及びこれらの機関との契約の内容」に、「、病院等」を「、介護医療院、病院等」に、

 1 2
 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

 1 3
 役員の氏名、生年月日及び住所連携する訪問介護を行う事業所の名称及び所在地

1 2 連携する訪問看護を行う事業所 の名称及び所在地

別記様式第3号中「事業者」を「届出者」に、「の廃止・休止・再開をした」を「を廃止する・休止する・再開した」に、「廃止・休止・再開する」を「廃止する・休止する・再開した」に、「廃止・休止・再開した」を「廃止する・休止する・再開した」に、「廃止・休止した」を「廃止する・休止する」に、「、施行規則」を「、介護保険法施行規則」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の宇治市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

# 

### 宇治市告示第110号

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定 等に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成30年10月5日

宇治市長 山本 正

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の 指定等に関する要綱の一部を改正する要綱

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定 等に関する要綱(平成29年宇治市告示第46号)の一部を次のよ うに改正する。

題名中「指定事業者」を「指定訪問介護相当サービス事業所等」 に改める。

第1条中「法第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定(以下「指定事業者の指定」という。)等」を「次の各号に掲げる事業所の指定等」に改め、同条に次の4号を加える。

- (1) 指定訪問介護相当サービス事業所
- (2) 指定生活支援型訪問サービス事業所
- (3) 指定通所介護相当サービス事業所
- (4) 指定短時間型通所サービス事業所

第2条第2項中「、指定事業者の指定」を「、法115条の45 の5第1項に規定する指定(以下「指定」という。)」に、「、当 該指定事業者の」を「、当該」に改め、同条第3項及び第4項中「 指定事業者の」を削る。

第3条中「、指定事業者の指定」を「、指定」に、「、当該指定 事業者の」を「、当該」に改める。

第4条第1項中「指定事業者の」を削り、同条第3項中「指定事業者の」を削り、「再開しようとする」を「再開した」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「、指定事業者の指定又は」を「、指定若しくは」に、「受理」を「受理又は法第115条の45の9の規定による指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止」に、「行つた」を「した」に改め、同条第2号中「申請をした者」を「申請者の名称」に、「及び住所」を「、住所、生年月日及び職名」に改め、同条第3号中「及び指定有効期間満了日」を「若しくは指定更新年月日及び指定有効期間満了日又は指定取消年月日若しくは指定効力停止年月日」に改め、同条第4号中「、事業廃止年月日」を「、事業変更年月日、事業廃止年月日」に改め、同条第7号を次のように改める。

(7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

別記様式第1号中「宇治市介護予防・日常生活支援総合事業指定 事業者 指定(指定の更新)申請書」を

「指定訪問介護相当サービス事業所

指定生活支援型訪問サービス事業所

指定通所介護相当サービス事業所 指定(指定の更新)申請書 指定短時間型通所サービス事業所

に、「指定事業者に」を「事業所に」に改める。

別記様式第2号ロ「、住所」を「、生年月日、住所」に、

を記事項証明書又は条例等(当該指 (変更後) 6 定に係る事業に関するものに限る。 ) 7 事業所・施設の建物の平面図、設備 の概要等

「管理者の氏名及び」を「管理者の氏名、生年月日及び」に、

				æ
	1 0	第1号事業支給費の請求に関する事項		
	1 1	役員の氏名及び住所		
	1 2	その他		
				]
Γ				に

改める。

別記様式第3号ロ「の廃止・休止・再開をしたい」を「を廃止する・休止する・再開した」に、「廃止・休止・再開する」を「廃止する・休止する・再開した」に、「廃止・休止する」を「廃止する・休止する」に、「、省令」を「、介護保険法施行規則」に改める

附 則

10 その他

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(掲示済)

# 教育委員会

## 宇治市教育委員会告示第16号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成30年10月10日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 平成30年10月11日 午前9時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

- 2 会期について
- 3 平成30年9月宇治市議会定例会提出議案に係る意 見聴取について

(掲示済)

# 選挙管理委員会

### 宇治市選挙管理委員会告示第23号

証票の有効期限及び配色について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条第17項の

規定による政治活動用事務所に掲示する立札及び看板の類の表示に 用いる証票の有効期限及び配色について、次のとおり定めます。

平成30年10月11日

宇治市選挙管理委員会 委員長 長谷部 松子

1 有効期限 2022年10月31日

2 配 色 青地に黒文字

(掲示済)